

告 示

埼玉県告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

上尾都市計画道路一・四・一号高速埼玉中央道路及び三・一・一号上尾バイパス線

ス線

二 都市計画を変更する土地の区域

（一・四・一号高速埼玉中央道路）

イ 追加する土地の区域

上尾市大字地頭方、大字堤崎の各一部

ロ 削除する土地の区域

上尾市大字地頭方、大字堤崎の各一部

（三・一・一号上尾バイパス線）

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

上尾市大字堤崎の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、上尾市都市整備部

都市計画課

四 縦覧期間

令和元年五月十日から令和元年五月二十四日まで